○学校教育法施行規則

(昭和二十二年五月二十三日文部科学省令第十一号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十 第七十九条 第四十一条から第四十九条までの規定は、中学校区準用する。この場合において、第四十二条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条 あつては第七十六条の二までの規定中「第五十条第一項」とあるのは「第七十四条 あつては第七十六条)」と、「第五十一条」とあるのは「第七十三条(併設型中学校にあつては第七十六条)」と、「第五十二条」とあるのは「第七十三条(併設型中学校にあつては第七十六条)」と、「第五十二条」とあるのは「第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第一十二条」と、第五十条第二項、第五十五条 あるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校のあるのは「第一十六条」と、第五十条第二項、第五十五条 あるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校のあるのは「第一十六条の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」と、第五十六条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」とあるのは「第四十六条」とあるのは「第四十六条」とあるのは「第四十六条まで、第五十条第二項、第五十条のは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の表して、第五十二条のは「第四十六条」とあるのは「第四十六条」といるのは「第四十六条」といるのは「第四十六条」といるのは「第四十六条」といるのは「第四十六条」といるのは「第一十六条」といるのは「第四十六条」といるのは「第一十六条」といるのは「第四十六条」には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六条)には、第四十六条(第四十六)には、第四十六条(第四十六)には、第四十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十六十十六十六十六十六十	第五十六条の二 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。 「は、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別は、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別は、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別は、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別は、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別は、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別を援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができるにおいて受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。	改正後
第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十	(新設)	改正前

中学部」と読み替えるものとする。

第百八条 るの 条までの規定中 \mathcal{O} 又は特別支援学校の が 条及び第五十二条」 六十七条第一 指導要領」 しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習 に 項、 前期課 公示する中学校学習指導要領」 て準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣 (領の規定を準用する。 第七十四 は 第五十五条から第五十六条の三まで及び第七十二条の規定並び 「第百七条又は第百八条第一 程 中等教育学校 と、 又は 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導 項」 第五十五条の二中 特別支援学校の中学部」 「第五十条第一項、 と とあるのは 小学部」 第五十六 0 この場合において、 前 期 とあるのは 課 条 程 「第百七条並びに第百八条第 の二中 ٢, \mathcal{O} 「第三十条第一 項において準用する第七十二条若 第五十一条又は第五十二条」とあ 教育課程については、 第五 と読み替えるものとする。 他の中学校、 十六条の三 第五十条第 第五十五条から第五十六 項 中 とあるのは 中等教育学校 項 他 第五十 第五十 \mathcal{O} 項にお 小学校 条第 「第 第

(略)

2

第百三十二条の三 第百二 場合には によることができる に 使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する . 通 じ + な 七 児童又は生徒 条及び第百二十九 文部科学大臣 特別支援学校の が いのうち、 別に定めるところにより 条の 規定にかかわら 当該児童又は生 小学部又は中学部にお 徒 ず \mathcal{O} 特別 第百二十六条、 日 本語 7 0 教育課 を 理 日 解し 本語

第百三十二条の四 前条の規定により特別の教育課程による場合におい

七十四 導要 での 十七 は 0) 百八条 くは第七十四 項、 規定を準用する。 条第一 規定中 領」 第五 第百七条又は第百八条第一 条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指 と、 中等教育学校の 項」 十五条から第五十六条まで及び第七十二条の規定並びに第 第五 |条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指 第五十条第一項、 と読み替えるものとする。 十五条の二中 この場合において、第五十五条から第五十六条ま 前 期 別課程の 第五十一条又は第五十二条」とあるの 「第三十条第 項におい 教育課程については、 て準用する第七十二条若し 項」 とあるのは 第五 山十条第 第六 要 領

2 (略)

(新設)

(新設)

ては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学では、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学では、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学

○学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件(平成五年文部省告示第七号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

間以内とする。の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時	十六年文部科学省告示第一号)に定める日本語の能力に応じた特十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件(平11年11月20日)	十単立時間までを票準とし、当该指導こ加え、学交教育去施行規則第一第七号に該当する児童又は生徒については年間十単位時間から二百八	十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及びから第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については年間三	2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第百四十条第一号	改正後
] 1 F	十単立時間までを票準とする。 第七号に該当する児童又は生徒については年間十単位時間から二百八	十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及びから第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については年間三	2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第百四十条第一号	改正前